

## 第2回横浜町農業委員会定例総会議事録

1. 期 日 令和5年5月10日(水)
  2. 開催時間 午後1時30分
  3. 場 所 横浜町役場 3階 大会議室
  4. 出席委員氏名 1番 菊池國廣 3番 野坂時夫 6番 秋田孝明  
7番 長倉喜美男 8番 沖津由藏 9番 澤谷政夫
  5. 欠席委員氏名 2番 青木一人 5番 杉山幸進
  6. 出席職員氏名 事務局長 田中 幸彦 主査 秋田 凌
  7. 案 件
- 報告 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
- 報告 第2号 農地の転用事実に関する照会について
- 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
- 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議案 第3号 非農地証明願の承認について
- 議案 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(一括方式)
- 議案 第5号 令和4年度農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
- 議案 第6号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について

事務局長

それでは定刻となりましたので、ただいまより令和5年5月1日に招集告示致しました「令和5年度第2回農業委員会定例総会」を開会致します。

(皆様ご起立ください・礼・ご着席ください)

本日出席されている農業委員は6名で、2番青木委員、5番杉山委員の2名が欠席となりますが、横浜町農業委員会会議規則第7条により、過半数が出席されておりますので総会は成立致します。また、農地利用最適化推進委員より2名出席されております。なお本日欠席の2名より欠席届出がありましたことをご報告致します。

初めに長倉会長よりご挨拶をお願い致します。

議長 長倉

(~会長あいさつ~)

事務局長

それでは横浜町農業委員会会議規則第5条により、会長は総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願い致します。

議長 長倉

それではしばらくの間、議長を務めさせていただきますのでよろしくお願い致します。

これより会議に入ります。はじめに、議事録署名委員は議長において指名することにご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、議長より指名致します。

1番 菊池國廣 委員、3番 野坂時夫 委員を指名致します。

次に会期の決定を行います。総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし) ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定致します。

それでは、報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

それでは1ページをお願い致します。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理についてご報告致します。

農地法施行規則第21条の規定により、相続等による権利取得に係る届出書を受理したので報告するものであります。今回は相続2件の6筆、面積51,804㎡であります。また、斡旋の希望はございません。なお、届出者には受理通知書を送付済みであります。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(意見なし) 意見なしと認め、報告第1号を報告済みと致します。

続きまして、報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、事務局より報告をお願い致します。

事務局 秋田

2ページをお願い致します。

報告第2号 農地の転用事実に関する照会について、ご報告致します。青森地方法務局むつ支局より土地の現況について照会がありましたので現地調査を実施致しました。今回は1件でございます。

申請地は〇〇〇に位置しております。当該地はもともと〇〇〇程度あり、農地と非農地が混在する土地になります。今回、非農地部分を分筆し地目変更するものであります。現況は、砂利が押し固められており今まで農地として利用されたことがないことも所有者より確認済みであります。

以上、農地への復旧見込みは無く非農地として回答致しました。以上です。

議長 長倉

ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

(意見なし) 意見なしと認め、報告第2号を報告済みと致します。

ここからは議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは3ページをお願い致します。

ご説明する前に、本日の議案に係る現地調査は4月27日(木)に農業委員1番 菊池委員及び農地利用最適化推進委員の浦須内委員と高橋委員、並びに事務局の4名で実施しましたことをご報告致します。

それでは、議案第1号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、3ページから6ページにかけてご説明致します。今回の申請は6件の30筆でございます。

まず番号1については、父から子へ贈与するものであります。

次に4ページになります。番号2と3については、どちらも譲受人が耕作しており今後も耕作するため取得するものであります。

次に5ページになります。番号4は、譲受人が規模拡大のため取得するものであります。同じく5ページから6ページにかけての番号5と6については、〇〇〇はもともと作付けしていた農地を取得するものです。その他は新規取得となっており、〇〇〇の農地も繋げて一体的に利用するとのこと。申請地の位置図は、7ページから11ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 浦須内

(～現地調査結果報告～)

議長 長倉

ありがとうございました。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

委員 沖津

番号5ですが、取得後の作物は？

事務局 秋田

取得者は現在、牧草と麦を作付けしています。この土地に関しては土づくりの為に、麦・牧草・デントコーンなどでローテーションしていく予定であるそうです。

議長 長倉

他質疑ございませんか。

(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、議案第1号は許可することに決定致します。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田

それでは12ページをお願い致します。

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明致します。

今回の申請は1件で、青森県知事へ申請するために意見を求めるものであります。申請地については、〇〇〇を建設するため農地転用の許可申請をするものであります。申請地の農地区分については〇〇〇であるため、〇〇〇となります。

今回は、〇〇〇により〇〇〇できるものとなりました。また、農振についても除外済であります。申請地の位置図及び計画図等は13ページから15ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉

引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 高橋

(～現地調査結果報告～)

議長 長倉

ありがとうございます。ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉

他質疑ございませんか。

(質疑なし) 他質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定致します。

次に議案第3号 非農地証明願の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 16ページをお願い致します。

議案第3号 非農地証明願の承認について、ご説明致します。  
今回の申請は1件の3筆でございます。

申請地については、全て相当前から耕作できず現況が既に山林原野化しているため、地目変更を希望するものであります。申請地の位置図は、17ページから18ページにございます。また現地調査の結果については、担当委員より報告致します。以上です。

議長 長倉 引き続き、現地調査の結果について報告をお願い致します。

委員 高橋 (～現地調査結果報告～)

議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第3号は承認することに決定致します。

議長 長倉 次に議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画(一括方式)の承認について、まずは番号1から4及び7から10まで事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 19ページをお願い致します。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、まず番号1から4及び番号7から10までについてご説明致します。

今回は全て農地中間管理機構での貸借となっております。番号1はもともと機構を活用し賃貸借契約を交わしておりましたが、賃貸借から使用貸借へ変更するため一度合意解約し改めて再度契約するものであります。5年間の契約で畑として利用します。

次に番号2から4は同じ耕作者で、基盤法での利用権設定期間の満了に伴い機構へ切替るものであります。19ページ番号2のみ賃

貸借とし、その他は使用貸借となります。全て10年間の契約で畑として利用いたします。

次に21ページ、番号7については、基盤法の利用権設定期間が満了となったことに伴い農地中間管理機構へ切替るものであります。契約内容は10年間の使用貸借で畑として利用いたします。

次に番号8についても、基盤法の利用権設定期間が満了となったことに伴い農地中間管理機構へ切替るものであります。10年間の賃貸借で畑として利用いたします。

次に22ページをお願いします。番号9及び10についても、全てもともと基盤法の利用権設定期間が満了となっており機構へ切替るものであり耕作者は同一となります。契約内容ですが、訂正箇所があります。23ページから27ページにかけて、番号10の貸借期間を令和5年5月10日から令和10年5月9日までの5年間に訂正をお願い致します。

これにより、番号9及び10は5年間の使用貸借で畑として利用する計画であります。申請地の位置図については、28ページから29ページと32ページから37ページにございます。以上となります。

議長 長倉

ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし)他質疑なしと認め、これより採決致します。

番号1から4及び7から10を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手)全員賛成ですので、番号1から4及び7から10は原案のとおり決定致します。

次に番号5から6についてですが、横浜町農業委員会会議規則第11条の議事参与の制限に、〇〇〇委員が該当しますので番号5から6の審議が終了するまで一時退席してください。

(～〇〇〇委員退席～)

議長 長倉        それでは番号5から6について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田        それでは20ページをお願い致します。  
番号5及び6について説明致します。こちらも農地中間管理機構を活用するものです。

まず番号5については新規契約となります。耕作者が規模拡大により10年間の賃貸借で畑として利用します。

次に番号6は、もともと基盤法の利用権設定期間が満了したことに伴い機構へ切替るものであります。契約内容は、5年間の賃貸借で畑として使用します。申請地の位置図は、30ページと31ページにございます。以上です。

議長 長倉        ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。

番号5から6を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、番号5から6は原案のとおり決定致します。番号5から6の審議が終了しましたので、〇〇〇委員の入場を認めます。

(～〇〇〇委員入場～)

議長 長倉        次に議案第5号 令和4年度農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田        議案第5号 令和4年度農地利用状況調査に伴う非農地の承認について、ご説明致します。議案第5号別紙をご覧ください。

昨年度に利用状況調査で判明した、再生利用が困難な農地を国の非農地判断マニュアルに基づき地区ごとにまとめました。

詳細についてですが、〇〇〇を非農地と判断しました。次に本町〇〇〇を非農地判断と致しました。そして最後に〇〇〇となっております。全地区合わせて〇〇〇が非農地判断となりました。以上です。



議長 長倉 ただいまの説明等について、質疑を認めます。質疑ございませんか。

(～質疑応答～)

議長 長倉 他ございませんか。(質疑なし) 質疑なしと認め、これより採決致します。本件を別紙のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。(挙手) 全員賛成ですので、議案第5号は承認することに決定致します。

次に議案第6号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、事務局より説明をお願い致します。

事務局 秋田 議案第6号 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について、ご説明致します。この点検・評価についてですが、委員のみなさんが日頃から行っている最適化の活動を記録し、記録していただいた実績に対して4月末までに自己点検・評価を事務局へ提出していただきました。

事務局 秋田 各委員さんから提出された点検・評価の結果を5月末までに総会で点検・評価しなければならないこととなっております。また、これと同じく委員会としての最適化活動の点検・評価も行うこととなっております。今回初めてのこととなり他市町村の農業委員会からもどのように行うかの問い合わせがありました。そこでとりあえず別紙を事務局で全て入力致しました。

それでは、まず議案第6号別紙の最初のページをご覧ください。こちらが委員会として全体の目標に対しての実績となります。

(～実績報告～)

以上のことから事務局としては、目標に対して全体的に期待を上回る結果が得られたと思います。委員の皆さんの活動量が比較的多く、いい評価となりました。この結果を事務局より委員等及び青森県等に通知・公表・報告しなければなりませんので、審議をお願い致します。

議長 長倉

ただいまの説明等について、意見を認めます。意見ございませんか。(意見なし) それでは本件について、点検・評価した結果を通知・公表・報告することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(挙手) 全員賛成ですので、議案第6号は別紙のとおりとすることに決定致します。

以上で、本日の報告事項及び議案審議は全て終了致しました。その他、事務局から何かあればお願い致します。

これをもちまして、令和5年度第2回農業委員会定例総会を閉会致します。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに押印する。

令和5年5月10日(水)

横浜町農業委員会

議長 長倉 喜美男 ㊟

議事録署名者 菊池 國廣 ㊟

議事録署名者 野坂 時夫 ㊟